

令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和7年2月18日
福島県ふくしまぐらし推進課

1 目的

本委託業務は、テレワークに積極的かつ地方創生に関心が高い首都圏企業等と県内で担い手不足等様々な課題に直面している地域や事業所との接点をつくるため、地域交流型ワーケーション（短期滞在）及びテレワークを伴うお試し移住（長期滞在）を実施し、継続的關係性を構築する中で新たな人の流れを呼び込み、転職なき移住等を見据えた関係人口のモデルケースを創出することを目的とする。

この事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務

(2) 委託業務の仕様等

別記1「令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託先選定数

1者

(5) 見積限度額

金72,116,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問い合わせ先）（以下「事務局」という。）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課（担当：藤田）

所在地 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話 024-521-7119（直通）

メールアドレス fukushimagurashi@pref.fukushima.lg.jp

4 スケジュール（予定）

項目	日程
募集公告	令和7年2月18日（火）
質問受付期限	令和7年3月 3日（月）
参加表明書提出期限	令和7年3月 7日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年3月13日（木）

ヒアリング（プレゼンテーションによる説明及び質疑応答）の実施（オンライン形式）	令和 7 年 3 月 1 7 日（月）
審査結果の通知	令和 7 年 3 月 1 8 日（火）以降
契約締結	令和 7 年 4 月以降

5 プロポーザル参加者の資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

- (1) 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (6) 本募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (8) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 県税を滞納している者でないこと。
- (10) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

6 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

・ホームページアドレス：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/>

7 質問の受付及び回答

募集要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、「質問書（第1号様式）」を提出すること。

(1) 受付期限

令和7年3月3日（月） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

事務局に電子メールにより提出すること。

この場合、件名を「【質問書】令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託」と入力すること。

(3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課ホームページにおいて随時公表する。（質問者名は公表しない。）

8 参加表明書の提出（必須）

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「令和7年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託 公募型プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月7日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 事務局に電子メールより提出すること。

※電子メールにより提出後、電話により送信した旨をお知らせください。

イ 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加表明書を提出しなかった者は、9に定める企画提案書の提出ができないものとする。

9 企画提案書等の提出（必須）

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書の提出を行ったうえで、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月13日（木） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法及び提出部数

事務局宛に、以下の方法で紙媒体又は電子データを提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

・正本1部、副本6部を持参又は郵送により提出すること。

- ・持参の場合は、県庁開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに行うこと。ただし、提出期限当日は午後 5 時までとする。
- ・郵送の場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

イ 電子データで提出する場合

- ・提出期限までに 9 - (3) ア～オを 1 つの PDF ファイルにまとめた電子データを以下の方法で事務局まで提出した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

※提出方法

作成した PDF ファイルを「ファイル転送サービス GigaFile (ギガファイル便)」にアップロードし、発行したダウンロード用の URL 及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信する。(なお、メールの送信から到達までのタイムラグを考慮し余裕を持って提出すること。)

※ファイル転送サービス GigaFile 便：<https://gigafile.nu/>

- ・なお、提出期限については持参の場合と同様とし、メールの到達をもって提出がなされたものと見なす。
- ・CD-ROM や USB 等の電子媒体による提出は認めない。

※ GigaFile 便による提出ができない場合は、令和 7 年 3 月 1 2 日 (水) 午後 5 時までに、事務局まで電話連絡すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表 (A 4 版、任意様式。表紙には「令和 7 年度企業版ふくしまぐらし。体験事業業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。)

※仕様書 (案) の内容及び下記 1 1 - (2) の審査基準を踏まえ、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

イ 見積書 (A 4 版、任意様式)

※見積の総額及び内訳について記載すること。

ウ 団体概要書 (第 3 号様式)

エ 業務実施体制書 (第 4 号様式)

オ 担当者経歴書 (第 5 号様式)

1 0 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。
- (2) 企画提案書は、仕様書 (案) 「6 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。
- (3) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 5 1 条) に定める単位に限る。
- (4) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

1 1 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容についてオンライン (Zoom) によるヒアリング (プ

プレゼンテーションによる説明及び質疑応答)により確認を行う。審査員が11(2)に定める審査基準に基づき評価採点を行い、各審査委員による評価点数の合計得点が最も高く、かつ11(3)に定める最低基準を満たしている本プロポーザル参加者を委託契約候補者とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

記載する審査会においてこれを総合的に評価し、契約候補者(単独随意契約の予定者)を選定する。

ア 日時(予定)

令和7年3月17日(月) ※都合により変更となる場合がある。

開始時間については、本プロポーザル参加者に別途通知する。

イ 形式

オンライン形式(Zoomを使用)

ZoomのURLについては、本プロポーザル参加者に別途通知する。

ウ 方法

- ・プレゼンテーションでの対応は3名以内とする。
- ・提出した企画提案書のプレゼンテーションによる説明及び審査委員からの質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後の質疑応答について15分程度で実施する。
- ・説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書等のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
事業目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に合致した提案であるか。 ・テレワークに積極的かつ地方創生に関心の高い首都圏企業の特長、テレワーカーの働き方を捉えた事業設計となっているか。 	10点
連携する企業の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で連携する首都圏企業の想定が十分にあり、想定先の企業はテレワークに積極的かつ地方創生に意欲的であるか。(適切なターゲットが設定されているか) ・本事業の参加候補となる首都圏企業に対して、確実に接触できるネットワークを有し、適切な地域とのマッチングを遂行することが期待できるか。 	50点
地域交流プログラムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏企業を受け入れる地域、拠点(物件等)の想定が具体的かつ広域的に想定されており、実現可能性と地域バランスへの配慮があるか。 ・地域交流プログラムの内容が幅広く提案されており、首都圏企業を受け入れるに協力する地域のキーパーソンが具体的に設定されているか。 ・地域交流プログラムの実施後、地域との継続的関係性の構築に資するアフタフォローを見据えているか。 	50点

情報発信	・Web サイト、オンラインセミナー等により、本事業で創出したモデルケースを県内外に広く情報発信して、県と新たに連携する首都圏企業及び受け入れ地域を拡大することが期待できるか。	20点
運営能力その他	・首都圏及び県内の両方において、本事業を魅力的にプレゼンテーションすることが可能な人材を有しているか。	25点
	・適切なスケジュールが設定されているか。 ・業務の全体の統制、人員配置、連絡体制等、企画内容を円滑に実施することが見込めるか。	
経費	企画内容に対して妥当な見積額であるか。	5点
合計		160点

(3) 最低基準

各審査委員の評価点数の満点である800点（審査委員5名×160点）の6割（480点）とし、この条件を満たすことができなかつたプロポーザル参加者は、その時点で失格となる。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。

また、企画提案書の審査の結果については、速やかに福島県公式ホームページへの掲載により以下の項目を公表するものとする。

- ア 業務名
- イ 業務の概要
- ウ 履行期間
- エ 公示期間
- オ プロポーザル審査委員会審査日
- カ 契約候補者
- キ 契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点
(契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ公表する。)

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

1.2 契約の締結

(1) 選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

(2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案内容のとおり反映されない場合もある。

また、企画提案書に基づく履行ができなかつた場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定す

る。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

- (4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議のうえ、契約を締結する。

13 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (4) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。
- (5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (7) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

イ 提出書類に不備があった場合

ウ 本募集要領に適合しない書類である場合

エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

- (8) 本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合、または、福島県議会により令和7年度予算が議決されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。